

あなたを狙う悪質商法

こんな手口にご用心!!

悪質な通信販売

「お試し」のつもりが、いつの間にか定期購入契約に！激安価格で欺く、悪質なインターネット通販に関するトラブルが発生しています。

利殖商法

手持ちのお金を増やしたい願望につけ込み、未公開株や暗号資産などの取引を装って「値上がり確実」「絶対に損はしない」などと勧誘し、購入代金や出資金を騙し取る手口です。

情報商材

情報商材とは、インターネットを通じて副業や投資等で収入を得るためのノウハウですが、近年 SNS などのあおり文句につられて購入し、だまされたなどのトラブルが発生しています。

送り付け商法

注文していない商品を勝手に送り付け、そのひとが断らなければ買ったものとみなし、高額な代金を一方的に請求する商法で、「ネガティブ・オプション」「押しつけ販売」などともいいます。

催眠（SF）商法

日用品や食料品などの無料配布や格安販売名目で会場に人を集め「買わなければ損だ」という雰囲気にして盛り上げ、購入者の判断を失わせて、高額な商品を売りつける商法です。

ヤミ金融

商品の買い取りを装って金銭を支払い、後日、高額な違約金を支払わせる「先払い買取現金化」、SNS などで個人間融資をうたった貸付など、次々と新しい手口で違法な貸付を行っています。



点検商法

無料の点検と言って訪問し屋根や床下などを調べ、「床が湿気ている」「地震が来た時大変だ」などと不安をあおって契約させ、不必要な修理や部品交換などを行い、高額な費用を請求する商法です。

訪問買取

突然自宅に訪れた業者から十分な説明もないまま宝石などの貴金属を二束三文で買い取る手口です。

◆悪質商法被害防止の心得◆

「悪質業者は、う・そ・つ・き」

- ㊟…うまい話を信用しない！
- ㊟…そうだんする！
- ㊟…つられて返事をしない！
- ㊟…きっぱり！はっきり！断る！



クーリングオフ制度

訪問販売などで契約書面を受け取った日を含めて 8 日（一部マルチ商法等では 20 日）以内であれば無条件で契約を解除することができます。解約は書面（内容証明郵便など）や電磁的記録（電子メールやクーリングオフ専用フォーム）でおこなうことが必要です。

※ネット通販は適用されないので注意！

自転車の安全利用推進月間

～自転車保険加入、ヘルメット着用を始めとした自転車の安全利用の促進～

令和 6 年 5 月 1 日（土）から 5 月 31 日（金）まで

- 自転車の交通ルールを守りましょう。
- ヘルメットを着用するようにしましょう。
- 自転車損害賠償責任保険に加入するようにしてください。



安全運転!

本巣地区交通安全協会



おかしいな 一人で悩まず すぐ相談